

## 【社会】

## 認可保育所不足問題 足立区でも母親動く 集団異議申し立てへ

2013年2月25日 朝刊

希望してもたくさんの人が認可保育所に入れない問題で、東京都杉並区に続き足立区でも、母親たちが集団で区へ行政不服審査法に基づく異議申し立てをすることになった。二十四日に開かれた集会で呼び掛けられ、十数人が署名。提出予定の二十八日まで、さらに仲間を募る。足立区も認可保育所不足は深刻で、希望者の四割以上にあたる約千六百人が入所できない事態になっている。(柏崎智子)

申し立てを呼び掛けたのは、一歳児の母親で育児休業中の同区、甲斐ゆきさん(33)。四月に職場復帰するため認可保育所への入所を区に申し込んだが、今月初旬、入所できない「不承諾」の通知を受け取った。

甲斐さんの住む地域は、駅前の大規模開発でマンションが立ち並び、過去五年でゼロ～五歳の未就学児が三百三十八人から千三十五人に増えた。それに対し、地域の認可保育所は一カ所だけ。

不足は明らかと感じ、昨年十一月、近くの都営団地内の利用されていない土地に認可保育所を造るよう求める陳情を区議会に提出した。しかし、区側は「保育需要は吸収できる」とし、整備に後ろ向きだったという。

甲斐さんは「保育が足りているなら、なぜ(入所が)不承諾なのか。認可保育所が足りないことを区に認識させたい。六十人のお母さんたちが異議申し立てした杉並区では、認可保育所の枠が百人分広がった。一人一人の力は小さいが、集団で異議申し立てすることで、行政を動かせるかもしれない」と話す。

二十八日は午前十時半に区役所一階ロビーに集まり、区へ申立書を提出する。

<行政不服審査法> 行政の不当な決定や処分で不利益を受けた人が、権利の救済を求める手続きを定めている。異議申し立てはその一つで、訴訟のような費用はかからない。受け取った行政側は審査の上で、3カ月以内に理由とともに結果を通知しなければならない。



認可保育所が足りない状況を語り合う母親ら＝24日、東京都足立区で(戸上航一撮影)